

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月10日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

## 香川県公安委員会規則第7号

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(緊急自動車の運転資格の審査の手続)</p> <p>第33条 <u>令第32条の2第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項、令第32条の3の2第2項又は令第32条の5第1項若しくは第2項に規定する審査を受けようとする者は、公安委員会に審査の申請をしなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(応急救護処置講習の免除者に係る免許申請書の添付書類等)</p> <p>第37条 運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者が<u>令第33条の5の3第1項第2号ニ</u>の医師である者又は応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号。第43条において「医師に準ずる者を定める規則」という。)各号に掲げる者として法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の免除を希望するときは、次の表の左欄に掲げる者に係る資格の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書類を提示(同表の救急隊員の項に掲げる救急隊員である旨の証明書及び同表の消防機関が行う応急手当の講習の指導者(応急手当指導員)の項に掲げる任命権者が発行する在職していた旨の証明書にあっては、提出)しなければならない。</p> <p>略</p>	<p>(緊急自動車の運転資格の審査の手続)</p> <p>第33条 <u>令第32条の3第1項若しくは第2項、令第32条の3の2第2項又は令第32条の5第1項若しくは第2項に規定する審査を受けようとする者は、公安委員会に審査の申請をしなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(応急救護処置講習の免除者に係る免許申請書の添付書類等)</p> <p>第37条 運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者が<u>令第33条の6第1項第2号ニ</u>の医師である者又は応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号。第43条において「医師に準ずる者を定める規則」という。)各号に掲げる者として法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の免除を希望するときは、次の表の左欄に掲げる者に係る資格の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書類を提示(同表の救急隊員の項に掲げる救急隊員である旨の証明書及び同表の消防機関が行う応急手当の講習の指導者(応急手当指導員)の項に掲げる任命権者が発行する在職していた旨の証明書にあっては、提出)しなければならない。</p> <p>略</p>
<p>(応急救護処置指導者の認定)</p> <p>第42条 施行規則第33条第5項第2号ニ(施行規則第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。)及び施行規則第38条第8項第2号、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。次項において「教習課程指定規則」という。)第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、</p>	<p>(応急救護処置指導者の認定)</p> <p>第42条 施行規則第33条第5項第2号ニ(施行規則第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。)及び施行規則第38条第8項第2号、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。次項において「教習課程指定規則」という。)第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、</p>

第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号並びに運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第2条第1号イ(4)の規定により公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者（以下「応急救護処置指導者」という。）の認定は、次のいずれかに該当する者について行うものとする。

(1)・(2) 略

2～5 略

(限定解除審査の申請の手続)

第46条 略

(申請による免許の条件の付与の手続)

第46条の2 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与の申請は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証の更新の申請を同時に行う場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う条件の付与の申請は、当該警察署長を経由して行うことができる。

(運転免許条件変更審査申請書の添付書類)

第46条の3 施行規則第18条の6第2項の規定により運転免許条件変更の申請を行おうとする者が第66条第3項の規定により指定自動車教習所が行う技能審査に合格した者であるときは、運転免許条件変更審査申請書に別記様式第36号の技能審査合格証明書を添付しなければならない。

(運転免許条件変更審査の申請の手続)

第46条の4 施行規則第18条の6第2項の規定による運転免許条件申請書（免許の条件の変更の申請の場合に限る。）の提出は、運転免許センターに行わなければならない。ただし、前条の規定により技能審査合格証明書を添付する運転免許条件変更審査申請書の提出は、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行うことができる。

第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号並びに運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第2条第1号ニの規定により公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者（以下「応急救護処置指導者」という。）の認定は、次のいずれかに該当する者について行うものとする。

(1)・(2) 略

2～5 略

(限定解除審査の申請の手続)

第46条 略

(限定解除審査及び運転免許条件変更審査)

第47条 施行規則第18条の5に規定する限定解除をするための技能の審査（以下「技能審査」という。）及び法第91条の2第3項の規定による条件の変更をすることが適当であるかどうかについての審査は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる免許の条件等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。

免許の種類	免許の条件等	課題
大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	「大型車はマイクロバスに限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース、周回コース、 <u>曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行（発進、停止及び指示速度での走行を含む。以下同じ。）</u> 、 <u>交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）</u> 、 <u>横断歩道の通過</u> 、 <u>方向変換</u> 、 <u>路端における停車及び発進</u> 、 <u>隘路への進入並びに障害物設置場所の通過</u>
大型自動車免許（以下「大型免許」という。）	「大型車はマイクロバスに限る」又は「大型車は自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース、周回コース、 <u>曲線コース及び屈折コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過</u> 、 <u>方向変換</u> 、 <u>路端における停車及び発進</u> 、 <u>隘路への進入並びに障害物設置場所の通過</u>
略		
中型自動車 第二種免許 (以下「中型第二種免許」という。)	「中型車は中型車（8トン）に限る」又は「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース、周回コース、 <u>曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過</u> 、 <u>方向変換</u> 、 <u>路端における停車及び発進</u> 、 <u>隘路への進入並びに障害物設置場所の通</u>

(限定解除審査)

第47条 施行規則第18条の5に規定する限定解除をするための技能の審査（以下「技能審査」という。）は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる免許の条件等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。

免許の種類	免許の条件等	課題
大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	「大型車はマイクロバスに限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指示速度での走行を含む。以下同じ。）、 <u>交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）</u> 、 <u>横断歩道、曲線コース、屈折コース、鋭角コース及び障害物設置場所の通過</u> 、 <u>方向変換</u> 、 <u>路端における停車及び発進</u> 、 <u>隘路への進入並びに後方間隔</u>
大型自動車免許（以下「大型免許」という。）	「大型車はマイクロバスに限る」又は「大型車は自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、 <u>交差点の通行、横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過</u> 、 <u>方向変換</u> 、 <u>路端における停車及び発進</u> 、 <u>隘路への進入並びに後方間隔</u>
略		
中型自動車 第二種免許 (以下「中型第二種免許」という。)	「中型車は中型車（8トン）に限る」又は「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、 <u>交差点の通行、横断歩道、曲線コース、屈折コース、鋭角コース及び障害物設置場所の通過</u> 、 <u>方向変換</u> 、 <u>路端における停車及び発進</u> 、 <u>隘路への進入並び</u>

		<u>過</u> （A T 限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの <u>走行</u> （坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）を含む。）
	「準中型車（5トン）、普通車及び旅客車は自三車、軽車（360）に限る」又は「準中型車（5トン）及び普通車の旅客車は自三車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過並びに障害物設置場所の通過</u>
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	「中型車は中型車（8トン）に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース及び屈折コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに障害物設置場所の通過</u> （A T 限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの <u>走行</u> を含む。）
略		
準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）	「準中型で運転できる準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース及び屈折コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u> （A T 限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの <u>走行</u> を含む。）
	「準中型車（5トン）及び普通車は自三車、軽車	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース及び屈折コース</u>

		に後方間隔（A T 限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの <u>通過</u> （坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）を含む。）
	「準中型車（5トン）、普通車及び旅客車は自三車、軽車（360）に限る」又は「準中型車（5トン）及び普通車の旅客車は自三車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース、鋭角コース及び障害物設置場所の通過</u>
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	「中型車は中型車（8トン）に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに後方間隔</u> （A T 限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの <u>通過</u> を含む。）
略		
準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）	「準中型で運転できる準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過並びに方向変換</u> （A T 限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの <u>通過</u> を含む。）
	「準中型車（5トン）及び普通車は自三車、軽車	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並び</u>

	(360)に限る」旨の限定を付されたもの	<u>の走行、交差点の通行、横断歩道の通過並びに障害物設置場所の通過</u>
略		
普通自動車第二種免許 (以下「普通第二種免許」という。)	「普通車はAT車に限る」又は「普通車の旅客車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース、屈折コース、坂道コース及び鋭角コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>
普通自動車免許 (以下「普通免許」という。)	「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>
	「普通車は軽車(360)に限る」、「普通車は軽車(550)に限る」又は「普通車は軽車(660)に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース及び屈折コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過並びに障害物設置場所の通過</u>
	「1.5トン以下の車両に限る」、「1.2トン以下の車両に限る」、「長さ4.7メートル、幅1.7メートル以下の車両に限る」旨等の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース及び屈折コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過並びに障害物設置場所の通過</u>
	「普通車はミニカーに限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏</u>

	(360)に限る」旨の限定を付されたもの	<u>に横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過</u>
略		
普通自動車第二種免許 (以下「普通第二種免許」という。)	「普通車はAT車に限る」又は「普通車の旅客車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切、曲線コース、屈折コース、坂道コース、鋭角コース及び障害物設置場所の通過並びに方向変換</u>
普通自動車免許 (以下「普通免許」という。)	「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切、曲線コース、屈折コース、坂道コース及び障害物設置場所の通過並びに方向変換</u>
	「普通車は軽車(360)に限る」、「普通車は軽車(550)に限る」又は「普通車は軽車(660)に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過</u>
	「1.5トン以下の車両に限る」、「1.2トン以下の車両に限る」、「長さ4.7メートル、幅1.7メートル以下の車両に限る」旨等の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過</u>
	「普通車はミニカーに限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切、曲線コース、屈折コース、坂道コース及</u>

		<u>切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>
	<u>「普通車はサポートカーに限る」旨の限定を付されたもの</u>	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道及び障害物設置場所の通過</u>
普通自動車仮運転免許（以下「普通仮免許」という。）	「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの	施行規則第24条第1項の表の普通仮免許の技能試験の課題に準ずる課題
	<u>「普通車はサポートカーに限る」旨の限定を付されたもの</u>	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道及び障害物設置場所の通過</u>
大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>
大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」又は「大特車は農耕車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>
けん引第二種免許	「けん引はカタピラ車に限る」又は「セミトレーラ以外の総重量2トン未満の被けん引車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース及び曲線コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>
けん引免許	「けん引はカタピラ車に限る」、「けん引は農耕車に限る」又は「セミトレーラ以外の総重量2トン未	<u>幹線コース、周回コース及び曲線コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>

		<u>び障害物設置場所の通過並びに方向変換</u>
普通自動車仮運転免許（以下「普通仮免許」という。）	「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの	施行規則第24条第1項の表の普通仮免許の技能試験の課題に準ずる課題
大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切及び障害物設置場所の通過並びに方向変換</u>
大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」又は「大特車は農耕車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切及び障害物設置場所の通過並びに方向変換</u>
けん引第二種免許	「けん引はカタピラ車に限る」又は「セミトレーラ以外の総重量2トン未満の被けん引車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道、踏切及び障害物設置場所の通過並びに方向変換</u>
けん引免許	「けん引はカタピラ車に限る」、「けん引は農耕車に限る」又は「セミトレーラ以外の総重量2トン未	<u>幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道、踏切及び障害物設置場所の通過並びに方向変換</u>

満の被<sup>けん</sup>牽引車に限る」旨  
の限定を付されたもの

略

2～4 略

(免許試験の免除の確認)

第59条 法第97条の2第3項の規定による確認に係る令第34条の4第1項に規定する実技の実施方法については、技能試験の例に準ずるものとする。

第62条 削除

満の被<sup>けん</sup>牽引車に限る」旨  
の限定を付されたもの

略

2～4 略

(免許試験の免除の確認)

第59条 法第97条の2第2項の規定による確認に係る令第34条の4第1項に規定する実技の実施方法については、技能試験の例に準ずるものとする。

(指定旅客自動車教習所)

第62条 公安委員会は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、法第85条第11項に規定する旅客自動車の運転に関する教習を行うもの又は同項に規定する旅客用車両を牽引する牽引自動車の運転に関する教習を行うもの（以下「旅客自動車教習所」という。）で職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、令第34条第3項第2号又は第4項第2号の規定により指定旅客自動車教習所として指定するものとする。

- (1) 令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた当該自動車教習所を管理する者が置かれていること。
- (2) 次に掲げる要件を備えた教習指導員が置かれていること。
  - ア 24歳以上の者であること。
  - イ その者が従事する技能教習に用いられる自動車に係る教習指導員資格者証及び第二種免許を現に受けている者で、第二種免許を受けた後における自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）の運転の経験が3年以上の者であること。
- (3) 次に掲げる要件を備えた技能教習のための設備を有すること。
  - ア コースの敷地の面積が8,000平方メートル以上であること。
  - イ コースの種類、形状及び構造が施行規則別表第3に掲げる基準に適合していること。
- (4) 技能教習を行うため必要な種類の自動車（教習指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えているものに限る。）を備えていること。
- (5) 技能教習及び学科教習を行うために必要な建物その他の設備を備えていること。

(6) 技能教習の区分及び学科教習の科目並びにこれらの区分及び科目ごとの教習時間は、警察本部長が定める基準に適合していること。

(7) 教習の方法は、次に掲げる基準に適合していること。

ア あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うこと。

イ 大型自動車、中型自動車、普通自動車の教習にあつては1年以内に、その他の自動車の教習にあつては3月以内に教習を修了すること。

ウ 技能教習については、次のとおりとすること。

(ア) 第2号に掲げる要件を備えた教習指導員が教習を受ける者の運転する自動車に同乗して教習を行うこと。

(イ) 教習を受ける者1人に対する教習時限は、1日3時限以下とすること。

(ウ) 各段階別の最後の教習時限に教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ次の段階の教習を行うこと。ただし、第3段階の教習効果の確認を行うときは、第3段階及びそれ以前の段階について行うこととし、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

(エ) 同時にコースにおいて使用する自動車1台当たりのコース面積が200平方メートル以下とならないようにして教習を行うこと。

エ 学科教習については、次のとおりとすること。

(ア) 第2号に掲げる要件を備えた教習指導員が教習を行うこと。

(イ) 教本、視聴覚教材、模型等必要な教材を使用すること。

(ウ) 必要な教習項目については、実習を行うこと。

(エ) 教習の最後に教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

2 前項の申請は、次に掲げる書類を添付した別記様式第41号の旅客自動車教習所指定申請書を運転免許課に提出して行わなければならない。

(1) 管理者及び教習指導員の住民票の写し及び履歴書

(2) コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

(3) 建物その他の設備の状況を明らかにした図面

(4) 備付け自動車、模擬運転装置及び無線指導装置一覧表

(5) 教材一覧表

(6) 教習の科目、教習時間、教習方法等を明らかにした教習計画書

(7) その他参考となる事項を記載した図書



- 3 公安委員会は、令第34条第3項第2号又は第4項第2号の規定により旅客自動車教習所を指定旅客自動車教習所として指定したときは、別記様式第42号の旅客自動車教習所指定書を交付するものとする。
- 4 指定旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者は、第2項の申請書（添付書類を含む。）の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。
- 5 指定旅客自動車教習所は、所定の期間内に技能教習及び学科教習を修了した者に限り、別記様式第43号の旅客自動車教習所教習修了証明書を発行することができる。
- 6 公安委員会は、旅客自動車の運転に関する教習の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定旅客自動車教習所の業務に関し報告又は資料の提出を求めるものとする。
- 7 公安委員会は、指定旅客自動車教習所における旅客自動車の運転に関する教習業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該指定旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを書面により勧告するものとする。
- 8 公安委員会は、指定旅客自動車教習所が第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき、指定旅客自動車教習所を設置し、若しくは管理する者が第4項の規定に違反したとき、指定旅客自動車教習所が第5項の規定に違反して修了証明書を発行したとき、又は指定旅客自動車教習所を設置し、若しくは管理する者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その指定を取り消すものとする。
- 9 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、別記様式第44号の旅客自動車教習所指定取消通知書により通知するものとする。

（限定解除に係る技能教習及び技能審査）

第66条 運転することができる自動車等の種類を限定された者の限定解除に係る技能教習の教習時間の基準は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる教習時間のとおりとする。

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
略	
運転できる大型自動車が「自衛隊用自動車に限る」旨	略

（限定解除に係る技能教習及び技能審査）

第66条 略

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
略	
運転できる大型自動車が「自衛隊用自動車に限る」旨	略

の限定を付された大型免許を受けている者	
<u>運転できる普通自動車</u> が「 <u>普通車はサポートカーに限る</u> 」旨の限定を付された普通免許を受けている者	<u>普通自動車による2時限</u>
備考 (1)～(3) 略	

2～4 略

(認知機能検査)

第71条の3 法第97条の2第1項第3号イの認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター、善通寺運転免許更新センター及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。第71条の5及び第71条の8において同じ。）において行うものとする。

(診断書の提出命令)

第71条の7 法第102条第1項から第4項までの規定による診断書の提出命令は、書面により行うものとする。

(運転技能検査)

第71条の8 法第97条の2第1項第3号イの運転技能検査は、運転免許センター及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所において行うものとする。

(臨時適性検査の通知)

第72条 略

(再試験に係る取消しの通知)

第76条 略

(若年運転者期間に係る取消しの通知)

第76条の2 法第104条の2の4第7項の規定による処分をした旨の通知は、別記様式第47号の2の処分執行通知書により行うものとする。

の限定を付された大型免許を受けている者	
備考 (1)～(3) 略	

2～4 略

(認知機能検査)

第71条の3 法第101条の4第2項の認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター、善通寺運転免許更新センター及び公安委員会の委託を受けた自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。第71条の5において同じ。）において行うものとする。

(診断書の提出命令)

第71条の7 法第102条第1項から第3項までの規定による診断書の提出命令は、書面により行うものとする。

(臨時適性検査の通知)

第72条 略

(再試験に係る取消しの通知)

第76条 略

(取消しの申請等の手続)

第77条 略  
2 略

(臨時適性検査の通知)

第81条 法第107条の4第1項の規定による国際運転免許証等を所持する者に係る臨時適性検査の通知は、別記様式第47号の3の臨時適性検査通知書により行うものとする。

(取消処分者講習終了証明書等の交付)

第89条 公安委員会(指定講習機関(法第108条の4第1項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。))が同条第2項に規定する特定講習(以下「特定講習」という。)を行う場合にあっては、当該指定講習機関)は、特定講習を終了した者からの申出により、取消処分者講習については別記様式第48号の取消処分者講習終了証明書を、法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)については別記様式第49号の初心運転者講習終了証明書を、法第108条の2第1項第14号に掲げる講習(以下「若年運転者講習」という。)については別記様式第49号の2の若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(特定任意講習)

第89条の2 公安委員会は、法第108条の2第2項の規定により特定任意講習(令第37条の6第2号に規定する講習をいう。以下同じ。)を行うものとし、当該講習の講習時間は、2時間とする。

(取消しの申請等の手続)

第77条 略  
2 略

(臨時適性検査の通知)

第81条 法第107条の4第1項の規定による国際運転免許証等を所持する者に係る臨時適性検査の通知は、別記様式第47号の2の臨時適性検査通知書により行うものとする。

(取消処分者講習終了証明書等の交付)

第89条 公安委員会(指定講習機関(法第108条の4第1項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。))が同条第2項に規定する特定講習(以下「特定講習」という。)を行う場合にあっては、当該指定講習機関)は、特定講習を終了した者からの申出により、取消処分者講習については別記様式第48号の取消処分者講習終了証明書を、法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)については別記様式第49号の初心運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(任意高齢者簡易講習等)

第89条の2 公安委員会は、法第108条の2第2項の規定により次の各号に掲げる講習を行うものとし、当該講習の講習時間は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 任意高齢者簡易講習(令第37条の6の2第1号に規定する講習のうち加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習をいう。) 1時間

(2) 任意運転者講習(令第37条の6第2号に規定する講習をいう。) 2時間

(3) チャレンジ講習(法第101条第1項に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者(更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者は、認知機能検査の結果について施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上であるものに限る。))に対する加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていな

(認知機能検査員講習)

第89条の3 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第4条第2項第1号ロに規定する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)を受けようとする者は、別記様式第49号の3の認知機能検査員講習受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、認知機能検査員講習を受け、その課程を終了した者に対し、別記様式第49号の4の認知機能検査員講習終了証明書を交付するものとする。

(講習の細目)

第90条 第85条から前条まで及び施行規則に定めるもののほか、法第108条の2第1項各号及び特定任意講習並びに認知機能検査員講習について必要な細目は、警察本部長が定める。

(高齢者講習に係る通知事項及び通知の方法)

第92条 法第101条の4第5項第1号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

(1)～(6) 略

2 法第101条の4第5項第2号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 認知機能検査等(法第101条の4第2項の認知機能検査等をいう。以下同じ。)を受けることができる期間

(4) 認知機能検査等の場所及び手続

(5) 認知機能検査等に係る手数料の額

(6) 認知機能検査等に係る携行品

(7) 略

3 法第101条の4第5項第3号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

(1) 前項各号に定める事項

(2) 免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6

いかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習をいう。) 30分

(認知機能検査員講習)

第89条の3 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第4条第2項第2号に規定する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)を受けようとする者は、別記様式第49号の2の認知機能検査員講習受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、認知機能検査員講習を受け、その課程を終了した者に対し、別記様式第49号の3の認知機能検査員講習終了証明書を交付するものとする。

(講習の細目)

第90条 第85条から前条まで及び施行規則に定めるもののほか、法第108条の2第1項各号及び第89条の2各号に掲げる講習並びに認知機能検査員講習について必要な細目は、警察本部長が定める。

(高齢者講習に係る通知事項及び通知の方法)

第92条 法第101条の4第3項第1号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

(1)～(6) 略

2 法第101条の4第3項第2号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 認知機能検査を受けることができる期間

(4) 認知機能検査の場所及び手続

(5) 認知機能検査に係る手数料の額

(6) 認知機能検査に係る携行品

(7) 略

月以内に運転技能検査等（法第101条の4第3項に規定する検査をいう。以下同じ。）を受けていなければならない旨

- (3) 運転技能検査等を受けることができる期間
- (4) 運転技能検査等の場所及び手続
- (5) 運転技能検査等に係る手数料の額
- (6) 運転技能検査等に係る携行品
- (7) その他公安委員会が必要と認める事項

(免許証の記載事項の変更届出等)

第94条 略

(若年運転者講習の移送)

第94条の2 公安委員会は、法第108条の3の3の規定による若年運転者講習の通知（以下この条において単に「講習の通知」という。）をしようとする場合において、当該通知に係る者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに、現にその者の住所を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第52号の2の若年運転者講習移送通知書を送付するものとする。

2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から講習の通知を受けた者がその住所を県内に変更した場合において、その者が県内で若年運転者講習を受けようとするときは、その者の変更前の住所を管轄する都道府県公安委員会にその旨の連絡を行い、当該都道府県公安委員会から若年運転者講習移送通知書の送付を受けるものとする。

3 公安委員会は、前項の規定により若年運転者講習移送通知書の送付を受けたときは、当該通知書に係る者に対し、速やかに講習の通知を行うものとする。

(免許証の携帯及び提示義務)

第95条 略

2 略

(運転免許取得者等教育等の認定に係る申請、届出その他の手続)

第108条 法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育を行う者及び法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査を行

(免許証の記載事項の変更届出等)

第94条 略

(免許証の携帯及び提示義務)

第95条 略

2 略

(運転免許取得者教育の認定に係る申請、届出その他の手続)

第108条 法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者教育を行う者が行う申請、届出その他の手続は、運転免許課に必要な書類を提出して

う者が行う申請、届出その他の手続は、公安委員会に必要な書類を提出して行わなければならない。

(運転免許取得者等教育等の業務を行うことができる者の指定に係る申請)

第108条の2 認定規則第4条第2項第4号の指定を受けようとする者は、別記様式第68号の2の指定申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

2 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「検査認定規則」という。）第4条第1項第4号の指定を受けようとする者は、別記様式第68号の3の指定申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

3 検査認定規則第4条第2項第4号の指定を受けようとする者は、別記様式第68号の4の指定申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

(認定申請書の様式)

第109条 認定規則第5条第1項の申請書の様式は、別記様式第69号の運転免許取得者等教育認定申請書のとおりとする。

2 検査認定規則第6条第1項の申請書の様式は、別記様式第69号の2の運転免許取得者等検査認定申請書のとおりとする。

(認定書の交付)

第110条 公安委員会は、法第108条の32の2第1項の規定により運転免許取得者等教育の認定をしたときは、別記様式第70号の認定書を交付するものとする。

2 公安委員会は、法第108条の32の3第1項の規定により運転免許取得者等検査の認定をしたときは、別記様式第70号の2の認定書を交付するものとする。

(公示事項等の変更の届出の手続)

第111条 検査規則第7条第1項又は第3項の規定による届出は、別記様式第71号の運転免許取得者等教育認定公示事項等変更届出書を提出して行うものとする。

2 検査認定規則第8条第1項又は第2項の規定による届出は、別記様式第71号の2の運転免許取得者等検査認定公示事項等変更届出書を提出して行うものとする。

行わなければならない。

(認定申請書の様式)

第109条 認定規則第5条第1項の申請書の様式は、別記様式第69号の運転免許取得者教育認定申請書のとおりとする。

(認定書の交付)

第110条 公安委員会は、法第108条の32の2第1項の規定により運転免許取得者教育の認定をしたときは、別記様式第70号の認定書を交付するものとする。

(公示事項等の変更の届出の手続)

第111条 認定規則第7条第1項又は第3項の規定による届出は、別記様式第71号の運転免許取得者教育認定公示事項等変更届出書を提出して行うものとする。

(定期報告)

第112条 法第108条の32の2第1項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者及び法第108条の32の3第1項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者（以下「認定教育等実施者」という。）は、年間の教育計画について、別記様式第72号の運転免許取得者等教育年間計画報告書により、あらかじめ公安委員会に報告しなければならない。

2 認定教育等実施者は、運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査を行ったときは、その実施結果を1月ごとに取りまとめ、別記様式第73号の運転免許取得者等教育実施結果報告書により公安委員会に報告しなければならない。

(認定の取消しの手続)

第113条 公安委員会は、法第108条の32の2第5項の規定により運転免許取得者等教育の認定を取り消すときは、別記様式第74号の運転免許取得者等教育認定取消通知書を当該認定教育等実施者に交付して行うものとする。

2 公安委員会は、法第108条の32の2第6項の規定を準用する法第108条32の3第2項に定める運転免許取得者等検査の認定を取り消すときは、別記様式第74号の2の運転免許取得者等検査認定取消通知書を当該認定教育等実施者に交付して行うものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第114条 認定規則第13条及び検査認定規則第14条の電磁的記録媒体による手続は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリ、外付けハードディスクその他これに類するものであって、香川県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

(2) 1つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式（国際標準化機構が定めた規格ISO32000に定める規定に適合しているものをいう。）その他の香川県警察の使用に係る電子計算機において認識できるものとし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

(定期報告)

第112条 法第108条の32の2第1項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者（以下「認定教育実施者」という。）は、年間の教育計画について、別記様式第72号の運転免許取得者教育年間計画報告書により、あらかじめ公安委員会に報告しなければならない。

2 認定教育実施者は、運転免許取得者教育を行ったときは、その実施結果を1月ごとに取りまとめ、別記様式第73号の運転免許取得者教育実施結果報告書により公安委員会に報告しなければならない。

(認定の取消しの手続)

第113条 公安委員会は、法第108条の32の2第5項の規定により運転免許取得者教育の認定を取り消すときは、別記様式第74号の運転免許取得者教育認定取消通知書を当該認定教育実施者に交付して行うものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第114条 認定規則第13条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

(1) トラックフォーマットについては、日本産業規格X6225に規定する方式

(2) ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X0605に規定する方式

(3) 文字の符号化表現については、日本産業規格X0208附属書1に規定する方式

(4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼り付けなければならない。

3 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格 X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本産業規格 X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 認定規則第13条のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1) 提出者の名称

(2) 提出年月日



別記様式第31号（第33条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																	
年 月 日																	
香川県公安委員会 殿																	
氏 名・生 年 月 日				年 月 日													
本 籍 ・ 国 籍																	
住 所																	
審査に係る緊急自動車の種類				大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
				<u>MT車</u>					<u>AT車</u>								
現 に 受 け て い る 免 許	交 付 公 安 委 員 会				公安委員会												
	交 付 年 月 日				年 月 日		有効期間		年 月 日								
	免 許 証 番 号				第		号										
	第 一 種 免 許		二・小・原		年 月 日												
			そ の 他		年 月 日												
	第 二 種 免 許				年 月 日												
	免 許 の 種 類				大	中	準	普	大	大	普	小	牽	大	中	普	大
				型	型	型	通	特	二	二	特	引	二	二	二	二	二
免 許 の 条 件																	
緊 急 自 動 車 の 使 用 者				所 在 地													
				職 名													
				氏 名													

- 備考 1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍、その他の者は国籍を記載すること。
- 2 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第31号（第33条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																		
年 月 日																		
香川県公安委員会 殿																		
氏 名・生 年 月 日				年 月 日														
本 籍 ・ 国 籍																		
住 所																		
審査に係る緊急自動車の種類				中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪														
				交 付 公 安 委 員 会				公安委員会										
現 に 受 け て い る 免 許	交 付 年 月 日				年 月 日		有効期間		年 月 日									
	免 許 証 番 号				第		号											
	第 一 種 免 許		二・小・原		年 月 日													
			そ の 他		年 月 日													
	第 二 種 免 許				年 月 日													
	免 許 の 種 類				大	中	準	普	大	大	普	小	牽	大	中	普	大	牽
					型	型	型	通	特	二	二	特	引	二	二	二	二	二
免 許 の 条 件																		
緊 急 自 動 車 の 使 用 者				所 在 地														
				職 名														
				氏 名														

- 備考 1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍、その他の者は国籍を記載すること。
- 2 審査に係る緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

旅客自動車教習所指定申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所  
申請者 氏 名

指定を受けようとする教習所の名称及び所在地	
教習を受けようとする自動車の種類	
管 理 者	本 籍 住 所 氏 名
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理者及び教習指導員の住民票の写し及び履歴書</li> <li>2 コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面</li> <li>3 建物その他の設備の状況を明らかにした図面</li> <li>4 備付け自動車、模擬運転装置及び無線指導装置一覧表</li> <li>5 教材一覧表</li> <li>6 教習の科目、教習時間、教習方法等を明らかにした教習計画書</li> <li>7 その他参考となる事項を掲載した図書</li> </ol>

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第42号（第62条関係）

第 号

旅客自動車教習所指定書

名 称

所在地

道路交通法施行令 第34条第3項第2号  
第34条第4項第2号 の規定により、 に係る指定

旅客自動車教習所として指定する。

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第43号（第62条関係）

第 号

旅客自動車教習所教習修了証明書

写 真

住 所

氏 名

押出し

スタンプ

年 月 日生

自動車の種類

上記の者は、 年 月 日本 における旅客自動車の  
教習を修了した者であることを証明する。

年 月 日

所在地

香川県公安委員会指定

名 称

管理者



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第44号（第62条関係）

旅客自動車教習所指定取消通知書

第 号  
年 月 日

住 所

殿

香川県公安委員会 印

下記の理由により、 の指定旅客自動車教習所としての指  
定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第47号（第76条関係）  
略

別記様式第47号の2（第76条の2関係）

第 号

年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 印

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運転免許の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 大 型 <input type="checkbox"/> 中 型 <input type="checkbox"/> 大 二 <input type="checkbox"/> 中 二 <input type="checkbox"/> 普 二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分執行日	年 月 日
処分の理由	
備 考	

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第47号（第76条関係）  
略

別記様式第47号の3（第81条関係）

略

別記様式第49号（第89条関係）

略

別記様式第49号の2（第89条関係）

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

香川県公安委員会 印

- 備考
- 1 指定講習機関が講習を実施する場合は、「香川県公安委員会」は、「指定講習機関名及び管理者」とすること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第47号の2（第81条関係）

略

別記様式第49号（第89条関係）

略

別記様式第49号の3 (第89条の3 関係)

略

別記様式第49号の4 (第89条の3 関係)

略

別記様式第52号 (第94条関係)

略

別記様式第52号の2 (第94条の2 関係)

若年運転者講習移送通知書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
香川県公安委員会 印	
下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
講習をしようとする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第49号の2 (第89条の3 関係)

略

別記様式第49号の3 (第89条の3 関係)

略

別記様式第52号 (第94条関係)

略



別記様式第53号（第94条関係）

略

別記様式第68号（第107条関係）

略

別記様式第68号の2（第108条の2関係）

指定申請書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
住 所		
申請者		
氏 名		
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 必要に応じて、運転免許取得者等教育を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第53号（第94条関係）

略

別記様式第68号（第107条関係）

略

別記様式第68号の3（第108条の2関係）

指定申請書  <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">                     年    月    日                 </div> 香川県公安委員会 殿  <div style="text-align: center;">                     住 所                      申請者                      氏 名                 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。                 </p>		
使用する施設	名 称  所在地	
備	考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 必要に応じて、運転免許取得者等検査を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第68号の4（第108条の2関係）

指定申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 香川県公安委員会 殿  <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">                     住 所                      申請者                      氏 名                 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">                     運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。                 </p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備	考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 必要に応じて、運転免許取得者等検査を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第69号（第109条関係）

<p><u>運転免許取得者等教育認定申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	
<p><u>運転免許取得者等教育</u> を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	
<p><u>運転免許取得者等教育</u> に使用する施設の名称</p>	
<p><u>運転免許取得者等教育</u> に使用する施設の所在地</p>	
<p><u>運転免許取得者等教育</u> の課程の区分</p>	
<p><u>運転免許取得者等教育</u> の課程の名称</p>	
<p>添 付 書 類</p>	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第69号（第109条関係）

<p><u>運転免許取得者教育認定申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	
<p><u>運転免許取得者教育</u> を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	
<p><u>運転免許取得者教育</u> に使用する施設の名称</p>	
<p><u>運転免許取得者教育</u> に使用する施設の所在地</p>	
<p><u>運転免許取得者教育</u> の課程の区分</p>	
<p><u>運転免許取得者教育</u> の課程の名称</p>	
<p>添 付 書 類</p>	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第69号の2 (第109条関係)

運転免許取得者等検査認定申請書  年 月 日  香川県公安委員会 殿  住 所 申請者 氏 名	
運転免許取得者等検査を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の課程の区分	
運転免許取得者等検査の課程の名称	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第70号様式（第110条関係）

第 号

認 定 書

氏名又は名称

住 所

道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者として認定する。

<u>運転免許取得者等教育</u> に使用する施設の所在地	
<u>運転免許取得者等教育</u> の 課 程 の 区 分	

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第70号様式（第110条関係）

第 号

認 定 書

氏名又は名称

住 所

道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項の規定により、運転免許取得者教育を行う者として認定する。

<u>運転免許取得者教育</u> に使用する施設の所在地	
<u>運転免許取得者教育</u> の 課 程 の 区 分	

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第70号の2 (第110条関係)

第 号

認 定 書

氏名又は名称

住 所

道路交通法第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者として認定する。

運転免許取得者等検査 に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査 の課程の区分	

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第71号（第111条関係）

<p><u>運転免許取得者等教育認定公示事項等変更届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名</p> <p><u>運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条</u> 第1項 第3項 の規定により、公示事項等の変更の届出をします。</p>	
変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項

- 備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第71号（第111条関係）

<p><u>運転免許取得者教育認定公示事項等変更届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名</p> <p><u>運転免許取得者教育の認定に関する規則第7条</u> 第1項 第3項 の規定により、公示事項等の変更の届出をします。</p>	
変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項

- 備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式71号の2（第111条関係）

<p>運転免許取得者等検査認定公示事項等変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 届出者 氏名</p> <p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条 第1項 第3項 の規定により、公示事項等の変更の届出をします。</p>	
<p>変 更 前 の 事 項</p>	<p>変 更 後 の 事 項</p>

- 備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第72号（第112条関係）

運転免許取得者等教育年間計画報告書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住所  
報告者 氏名

年中の運転免許取得者等教育年間計画を作成したので、道路交通法施行細則第112条第1項の規定により報告します。

	課程の区分	実施回数	教育対象者数	備考
月	.....			
月	.....			
月	.....			
月	.....			
月	.....			
月	.....			
月	.....			

- 備考 1 報告者が法人であるときは、報告者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第72号（第112条関係）

運転免許取得者教育年間計画報告書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住所  
報告者 氏名

年中の運転免許取得者教育年間計画を作成したので、道路交通法施行細則第112条第1項の規定により報告します。

	課程の区分	実施回数	教育対象者数	備考
月	.....			
月	.....			
月	.....			
月	.....			
月	.....			
月	.....			
月	.....			

- 備考 1 報告者が法人であるときは、報告者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第73号（第112条関係）

運転免許取得者等教育実施結果報告書  
 （      年      月分）  
年      月      日

香川県公安委員会 殿

住所  
報告者 氏名

年      月において道路交通法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育を下記のとおり行ったので、道路交通法施行細則第112条第2項の規定により報告します。

課程の区分	氏名 生年月日	免許証番号	指導員名

- 備考 1 報告者が法人であるときは、報告者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第73号（第112条関係）

運転免許取得者教育実施結果報告書  
 （      年      月分）  
年      月      日

香川県公安委員会 殿

住所  
報告者 氏名

年      月において道路交通法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者教育を下記のとおり行ったので、道路交通法施行細則第112条第2項の規定により報告します。

課程の区分	氏名 生年月日	免許証番号	指導員名

- 備考 1 報告者が法人であるときは、報告者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第74号（第113条関係）

<u>運転免許取得者等教育認定取消通知書</u>	
第 号 年 月 日	
住 所	
殿	
香川県公安委員会 印	
道路交通法第108条の32の2第5項の規定により、下記の理由により <u>運転免許取得者等教育</u> を行う者としての認定を取り消したので通知する。	
認 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第74号（第113条関係）

<u>運転免許取得者教育認定取消通知書</u>	
第 号 年 月 日	
住 所	
殿	
香川県公安委員会 印	
道路交通法第108条の32の2第5項の規定により、下記の理由により <u>運転免許取得者教育</u> を行う者としての認定を取り消したので通知する。	
認 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第74条の2（第113条関係）

運転免許取得者等検査認定取消通知書	
第 号 年 月 日	
住 所	
殿	
香川県公安委員会 印	
道路交通法第108条の32の3第2項の規定による法第108条の32の2第6項を 準用する運転免許取得者等教育を行う者としての認定を下記の理由により取り消し たので通知する。	
認 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長		
1～29 略					1～29 略						
30 道路交通法（ 昭和35年法律 第105号）	第4条第1項～第90条の2第2項		略		30 道路交通法（ 昭和35年法律 第105号）	第4条第1項～第90条の2第2項		略			
	第91条	自動車等の種類の限定 その他自動車等を運転 するについての条件の 付与及びその変更	略			第91条	自動車等の種類の限定 その他自動車等を運転 するについての条件の 付与及びその変更	略			
		自動車等の種類の限定 の解除に係る審査の申 請の受理及び審査	略					自動車等の種類の限定 の解除に係る審査の申 請の受理及び審査	略		
	<u>第91条の 2第1項</u>	<u>自動車等の種類の限定 についての条件の付与 又は変更の申請の受理</u>		○		第92条第 1項及び 第2項並 びに第93 条第1項	略				
	<u>第91条の 2第2項</u>	<u>自動車等の種類の限定 の条件の付与又は変更</u>		○							
	<u>第91条の 2第3項</u>	<u>自動車等の種類の限定 の条件の変更に係る審 査</u>		○							
	第92条第 1項及び 第2項並 びに第93 条第1項	略				第92条第 1項及び 第2項並 びに第93 条第1項	略				
	第93条第2項～第94条第2項		略			第93条第2項～第94条第2項		略			
第97条第 1項	略				第97条第 1項	略					

第97条の2第2項	運転技能検査等に基づく運転免許試験の免除の判定		○
第97条の2第3項及び第4項	略		
第97条の3～第101条の2の2 略			
第101条の4第2項	認知機能検査等の実施	略	
第101条の4第3項	運転技能検査等の実施		○
第101条の4第4項	運転技能検査等の結果に基づく免許証の不更新		○
第101条の4第5項第1号	略		
第101条の4第5項第2号	認知機能検査等に係る書面の送付	略	
第101条の4第5項第3号	運転技能検査等に係る書面の送付		○
第101条の5～第101条の7第2項 略			
第101条の7第4項	臨時認知機能検査等の結果に基づく講習の実施	略	
第101条の7第5項～第104条の2の3第2項 略			
第104条	臨時認知機能検査等不	略	

第97条の2第2項及び第3項	運転免許試験の一部の免除	略	
第97条の3～第101条の2の2 略			
第101条の4第2項	認知機能検査の実施及び認知機能検査の結果に基づく高齢者講習の実施	略	
第101条の4第3項第1号	高齢者講習に係る書面の送付	略	
第101条の4第3項第2号	高齢者講習及び認知機能検査に係る書面の送付	略	
第101条の5～第101条の7第2項 略			
第101条の7第4項	臨時認知機能検査の結果に基づく講習の実施	略	
第101条の7第5項～第104条の2の3第2項 略			
第104条	臨時認知機能検査不受	略	

の2の3 第3項	受験等に係る免許の取消し	
	臨時認知機能検査等不受検等に係る免許の効力の停止	略
第104条 の2の3 第5項	臨時認知機能検査等不受検等に係る聴聞を行う免許の効力の停止に係る期間の定め（第103条第3項の準用）	略
	臨時認知機能検査等不受検等に係る処分移送通知書の送付（第103条第3項の準用）	略
第104条 の2の3 第5項	臨時認知機能検査等不受検等に係る処分移送通知書の受理（第103条第4項の準用）	略
	臨時認知機能検査等不受検等に係る処分移送通知書による免許の取消し（第103条第4項の準用）	略
	臨時認知機能検査等不受検等に係る処分移送通知書による免許の効力の停止（第103条第4項の準用）	略
第104条 の2の3 第5項	臨時認知機能検査等不受検等に係る免許の取消し又は免許の効力の停止を受けた者の住所地を管轄する都道府県	略

の2の3 第3項	験等に係る免許の取消し	
	臨時認知機能検査不受検等に係る免許の効力の停止	略
第104条 の2の3 第5項	臨時認知機能検査不受検等に係る聴聞を行う免許の効力の停止に係る期間の定め（第103条第3項の準用）	略
	臨時認知機能検査不受検等に係る処分移送通知書の送付（第103条第3項の準用）	略
第104条 の2の3 第5項	臨時認知機能検査不受検等に係る処分移送通知書の受理（第103条第4項の準用）	略
	臨時認知機能検査不受検等に係る処分移送通知書による免許の取消し（第103条第4項の準用）	略
	臨時認知機能検査不受検等に係る処分移送通知書による免許の効力の停止（第103条第4項の準用）	略
第104条 の2の3 第5項	臨時認知機能検査不受検等に係る免許の取消し又は免許の効力の停止を受けた者の住所地を管轄する都道府県公	略



	公安委員会への通知（第103条第9項の準用）		
第104条の2の3第7項	臨時認知機能検査等不受検等に係る免許の取消し又は免許の効力の停止に係る聴聞の実施の決定（第104条の2第1項の準用）	略	
第104条の2の3第7項	臨時認知機能検査等不受検等に係る聴聞の通知及び公示（第104条の2第2項の準用）	略	
第104条の2の3第8項	臨時認知機能検査等不受検等に係る処分移送通知書の再送付（第103条第3項の準用）	略	
第104条の2の4第1項及び第2項	特例取得免許の取消し	○	
第104条の2の4第3項	特例取得免許の取消しの処分移送通知書の送付		* ○
第104条の2の4第4項	特例取得免許の取消しの処分移送通知書の受理		* ○
	特例取得免許の取消しの処分移送通知書による免許の取消し	○	
第104条の2の4第5項	特例取得免許の取消しの処分移送通知書の再送付（第104条の2の4第3項の準用）		* ○
第104条	特例取得免許の取消し	○	

	安委員会への通知（第103条第9項の準用）		
第104条の2の3第7項	臨時認知機能検査不受検等に係る免許の取消し又は免許の効力の停止に係る聴聞の実施の決定（第104条の2第1項の準用）	略	
第104条の2の3第7項	臨時認知機能検査不受検等に係る聴聞の通知及び公示（第104条の2第2項の準用）	略	
第104条の2の3第8項	臨時認知機能検査不受検等に係る処分移送通知書の再送付（第103条第3項の準用）	略	

の2の4 第6項	に係る意見の聴取の実施の決定（第104条第1項の準用）		
	処分移送通知書による特例取得免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定（第104条第1項の準用）	○	
	特例取得免許の取消しに係る意見の聴取の通知及び公示（第104条第1項の準用）		* ○
	特例取得免許の取消しに係る意見の聴取に係る意見の聴取り及び証拠の受取り（第104条第2項の準用）		* ○
	特例取得免許の取消しに係る意見の聴取に係る参考人又は関係人の出頭の要求（第104条第3項の準用）		* ○
	不出頭又は所在不明のときにおける特例取得免許の取消しの決定（第104条第4項の準用）	○	
第104条の2の4 第7項	特例取得免許を取り消された者の住所地を管轄する都道府県公安委員会への通知		* ○
第104条の3第1項	略		
第104条の3第4項～第106条の2第1項 略			

第104条の3第1項	略		
第104条の3第4項～第106条の2第1項 略			

第106条 の2第2 項	<u>臨時認知機能検査等不 受検等に係る仮免許の 取消し</u>	略
第107条～第108条の3第1項 略		
第108条 の3の2	略	
<u>第108条 の3の3</u>	若年運転者講習の通知	○
<u>第108条 の3の4 第1項</u>	略	
<u>第108条 の3の5</u>	略	
<u>第108条 の3の6</u>	略	
第108条の4第1項～第108条の31第4項 略		
第108条 の32の2 第1項	<u>運転免許取得者等教育 の認定</u>	略
第108条 の32の2 第2項	<u>運転免許取得者等教育 の認定の公示</u>	略
第108条 の32の2 第4項	<u>運転免許取得者等教育 を行う者に対する指導 又は助言（第98条第3 項の準用）</u>	略
第108条 の32の2 第4項	略	
第108条 の32の2 第4項	<u>運転免許取得者等教育 を行う者に対する報告 又は資料の提出の要求 （第98条第5項の準用）</u>	略

第106条 の2第2 項	<u>臨時認知機能検査不受 検等に係る仮免許の取 消し</u>	略
第107条～第108条の3第1項 略		
第108条 の3の2	略	
<u>第108条 の3の3 第1項</u>	講習通知事務の委託	略
<u>第108条 の3の4</u>	自転車運転者講習の受 講命令	略
<u>第108条 の3の5</u>	国家公安委員会への報 告及び国家公安委員会 からの通報の受理	略
第108条の4第1項～第108条の31第4項 略		
第108条 の32の2 第1項	<u>運転免許取得者教育の 認定</u>	略
第108条 の32の2 第2項	<u>運転免許取得者教育の 認定の公示</u>	略
第108条 の32の2 第4項	<u>運転免許取得者教育を 行う者に対する指導又 は助言（第98条第3項 の準用）</u>	略
第108条 の32の2 第4項	略	
第108条 の32の2 第4項	<u>運転免許取得者教育を 行う者に対する報告又 は資料の提出の要求（ 第98条第5項の準用）</u>	略

第108条 の32の2 第5項	<u>運転免許取得者等教育 の認定の取消し</u>	略	
第108条 の32の3 第1項	<u>運転免許取得者等検査 の認定</u>		○
第108条 の32の3 第2項	<u>運転免許取得者等検査 の認定の公示（第108 条の32の2第2項の準 用）</u>		○
	<u>運転免許取得者等検査 を行う者に対する指導 又は助言（第108条の 32の2第4項において 準用する第98条第3項 の準用）</u>		○
	<u>自動車安全運転センタ ーに対する配慮の要求 （第108条の32の2第 4項において準用する 第98条第4項の準用）</u>		○
	<u>運転免許取得者等検査 を行う者に対する報告 又は資料の提出の要求 （第108条の32の2第 4項において準用する 第98条第5項の準用）</u>		○
	<u>運転免許取得者等検査 の認定の取消し（第 108条の32の2第5項 の準用）</u>	○	
第108条 の34	略		
第109条の2第1項～第114条の3 略			

第108条 の32の2 第5項	<u>運転免許取得者教育の 認定の取消し</u>	略	
第108条 の34	略		
第109条の2第1項～第114条の3 略			

(1) 道路交 通法施行令 (昭和35年 政令第270 号)	第6条第3号～第22条第3号ハ 略			
	第22条第 3号ハ	略		
	第32条の 2第1項 第2号	緊急自動車（大型自動 車）の運転資格審査の 実施及び合否の判定		○
	第32条の 2第2項 第2号	緊急自動車（中型自動 車）の運転資格審査の 実施及び合否の判定		○
	第32条の 2第3項	緊急自動車（準中型自 動車）の運転資格審査 の実施及び合否の判定		○
	第32条の3の2第2項及び第32条の4項～第32 条の5第1項 略			
	第32条の 5第2項	略		
	第32条の 7第2号	大型自動車の運転に必 要な適性に関する教習 の課程の指定		○
	第32条の 8第2号	中型自動車の運転に必 要な適性に関する教習 の課程の指定		○
	第33条の 5の3第 1項第1 号ハ、第 2項第1 号ハ及び 第4項第 1号ハ	略		

(1) 道路交 通法施行令 (昭和35年 政令第270 号)	第6条第3号～第22条第3号ハ 略			
	第22条第 3号ハ	略		
	第32条の 3第1項	緊急自動車（中型自動 車）の運転資格審査の 実施及び合否の判定		○
	第32条の3の2第2項及び第32条の4項～第32 条の5第1項 略			
	第32条の 5第2項	略		
	第33条の 6第1項 第1号ハ、 第2項第 1号ハ及 び第4項 第1号ハ	受けようとする免許に 係る教習の課程の指定		略

第33条の6の2第6号	略		
第34条第2項	大型自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定		○
第34条第4項	中型自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定		○
第34条第5項	旅客自動車の運転に必要な適性に関する教習の課程の指定		○
第34条第7項	旅客自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定		○
第34条第8項	けん引自動車の運転に必要な適性に関する教習の課程の指定		○
第34条第10項	けん引自動車の運転に必要な技能に関する教習の課程の指定		○
第37条の4第7号	略		
第37条の6の5第6号	略		
第37条の8第3項	略		
第37条の	若年運転者講習を受講		○

第33条の6の2第6号	略		
第34条第3項第2号	旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定		○
第34条第4項第2号	けん引自動車の運転に関する教習を行う施設の指定		○
第37条の4第7号	略		
第37条の6の4第6号	臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習を受けないやむを得ない事情の認定	略	
第37条の8第3項	略		

	11第7号	しないやむを得ない事情の認定		
	第40条の2第2号	略		
	第41条の2	初心運転者講習を受講しないやむを得ない事情の認定(第37条の11第7号の準用)	略	
(2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第3条～第24条第7項 略			
	第24条第8項	略		
	第26条の3第2項	認知機能検査の結果に係る書類の交付		○
	第26条の5第6項	運転技能検査の結果に係る書類の交付		○
	第28条	略		
	第28条の2～第29条第9項 略			
	第29条の2第7項	略		
	第29条の2の5第4項	認知機能検査等を受講しないやむを得ない理由を証する書類の受理		○
	第29条の3第2項	略		
	第29条の5第1項～第38条第11項第1号 略			
	第38条第17項	略		
	第38条の2～第38条の4第3項 略			
	第38条の4の2第3項	略		
	第38条の4の2の2第3項	若年運転者講習を受講しないやむを得ない理由を証する書類の受理		○

	第40条の2第2号	略		
	第41条の2第7号	初心運転者講習を受講しないやむを得ない事情の認定	略	
(2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第3条～第24条第7項 略			
	第24条第8項	略		
	第28条	略		
	第28条の2～第29条第9項 略			
	第29条の2第7項	略		
	第29条の3第2項	略		
	第29条の5第1項～第38条第11項第1号 略			
	第38条第16項	講習終了証明書の交付	略	
	第38条の2～第38条の4第3項 略			
	第38条の4の2第3項	略		

第38条の4の6第1項	略			
第38条の4の6第2項	略			
第38条の4の7	認定検査実施者に対する定期的な報告書の提出の要求（第38条の4の6第1項の準用）			○
	認定検査実施者に対する報告又は資料の提出の要求（第38条の4の6第2項の準用）			○

(3)～(7) 略

(8) 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第1号ロ	略			
	第4条第2項第2号ニ	運転技能検査に必要な技能及び知識に関する審査の実施並びに合否の判定			○
		運転技能検査に必要な技能及び知識に関する講習の実施			○
	第7条第2項第4	略			

第38条の4の6第1項	略			
第38条の4の6第2項	略			

(3)～(7) 略

(8) 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1項及び第2項	チャレンジ講習受講結果確認書の交付			○
	第4条第2項第2号	認知機能検査に必要な技能及び知識に関する審査の実施並びに合否の判定			略
		認知機能検査に必要な技能及び知識に関する講習の実施			略
	第7条第2項第4	講習指導に必要な技能及び知識に関する審査			略



	号			
(9)～(11) 略				
(12) <u>運転免許取得者等教育の認定に関する規則</u> (平成12年国家公安委員会規則第4号)	第2条第1号イ③	運転免許取得者等教育に必要な能力の認定		○
	第2条第1号イ④	略		
	第4条第2項第4号	課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者の指定		○
	第7条第1項～第12条 略			
	第13条	電磁的記録媒体による手続の定め	略	
(13) <u>大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則</u> (令和4年国家公安委員会規則第4号)	第3条	教習課程の指定に係る指定書の交付		○
	第4条	特例教習課程に係る書類の内容の変更の届出の受理		○
	第8条	特例教習実施施設設置者又は管理者に対する報告又は資料の提出の要求		○
	第9条第1項	特例教習課程の指定の取消し	○	
	第9条第	特例教習課程の指定取		○

	号	の実施及び合否の判定		
(9)～(11) 略				
(12) <u>運転免許取得者教育の認定に関する規則</u> (平成12年国家公安委員会規則第4号)	第2条第1号ニ	応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力の認定	略	
	第7条第1項～第12条 略			
	第13条	フレキシブルディスクによる手続の定め	略	

	2項	消通知書の交付		
(14) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）	第4条第1項第4号及び第2項第4号	運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定		○
	第8条第1項	運転免許取得者等検査に係る申請書の記載事項の変更の届出の受理		○
	第8条第2項	変更に係る事項の公示		○
	第8条第3項	運転免許取得者等検査に係る書類の内容変更の届出の受理		○
	第13条	運転免許取得者等検査の認定の取消しの公示		○
	第14条	電磁的記録媒体による手続の定め		○
(15) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第60条 略			

(13) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第60条 略			
	第62条第3項	指定旅客自動車教習所の指定書の交付		○
	第62条第4項	指定旅客自動車教習所に係る申請書の記載事項の変更の届出の受理		○
	第62条第6項	指定旅客自動車教習所の設置者又は管理者に対する報告又は資料の提出の要求		○
	第62条第7項	指定旅客自動車教習所の設置者又は管理者に対する改善の要求		○
	第62条第8項	指定旅客自動車教習所の指定の取消し	○	
	第62条第	旅客自動車教習所指定		○

第68条～第87条第2項 略			
第89条	取消処分者講習終了証明書、初心運転者講習終了証明書又は若年運転者講習修了証明書の交付	略	
第89条の2	特定任意講習の実施	略	
第89条の2～第94条第3項 略			
第94条第4項	略		
第94条の2第1項	他の都道府県公安委員会への若年運転者講習移送通知書の送付		○
第94条の2第2項	若年運転者講習移送通知書の受理		○
第94条の2第3項	若年運転者講習移送通知書の受理に係る講習の通知		○
第97条	略		
第99条第3項～第107条第2項 略			
第107条第3項	略		
第108条	運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定に係る申請、届出その他の手続の受理		○
第110条第1項及び第2項	運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に係る認定書の交付	略	
第112条	運転免許取得者等教育	略	

9項	取消通知書による通知		
第68条～第87条第2項 略			
第89条	取消処分者講習終了証明書又は初心運転者講習終了証明書	略	
第89条の2	任意高齢者簡易講習等の実施		○
第89条の2～第94条第3項 略			
第94条第4項	略		
第97条	略		
第99条第3項～第107条第2項 略			
第107条第3項	略		
第110条	運転免許取得者教育に係る認定書の交付	略	
第112条	運転免許取得者教育年	略	

	第1項	及び運転免許取得者等 検査の年間計画報告書 の受理	
	第112条 第2項	運転免許取得者等教育 及び運転免許取得者等 検査の実施結果報告書 の受理	略
	第113条 第1項及 び第2項	運転免許取得者等教育 及び運転免許取得者等 検査の取消通知書の交 付	略
(16)・(17) 略			
31～101 略			
備考 略			

	第1項	間計画報告書の受理	
	第112条 第2項	運転免許取得者教育実 施結果報告書の受理	略
	第113条	運転免許取得者教育認 定取消通知書の交付	略
(14)・(15) 略			
31～101 略			
備考 略			

附 則

- この規則は、令和4年5月13日から施行する。
- 第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則別記様式第31号、別記様式第47号の2、別記様式第49号の2、別記様式第49号の3及び別記様式第69号から別記様式第74号までによる用紙は、当分の間、修正して使用することができる。